

○新見市空き家活用推進事業補助金交付要綱

平成28年3月23日

告示第52号

(趣旨)

第1条 この告示は、空き家の有効活用による本市への移住・定住促進及び地域の活性化を図るため、空き家活用に要する経費の一部に対し、予算の範囲内において新見市空き家活用推進事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、新見市補助金等交付規則（平成17年新見市規則第63号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 定住 5年以上空き家に居住することを前提に、本市に住所及び生活の本拠を置くことをいう。
- (2) 空き家 居住を目的として建築され、補助金交付申請日（以下「申請日」という。）において個人が所有する居住者がいない戸建ての建物をいう。ただし、競売物件の建物については、個人以外の所有も認めるものとする。
- (3) 空き家使用者 定住するために空き家を購入し、又は賃借し、若しくは無償で使用する者をいう。
- (4) 空き家所有者 定住させるために売却し、又は賃借し、若しくは無償で使用させる空き家を所有し、当該空き家に居住を目的として入居する空き家であって、使用者が申請日において決定している者をいう。
- (5) 転入日 転入者が住民登録（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定により本市に住民登録することをいう。）された日をいう。

(補助金の交付対象者)

第3条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、空き家使用者又は空き家所有者とする。ただし、空き家使用者については、第1号、第3号及び第4号又は第2号、第3号及び第4号に該当する者とし、空き家所有者については、第3号及び第4号に該当する者とする。

- (1) 転入日（申請日において転入が未完了の場合は申請日）から起算して前2年以上の間、市外に住所を有していた者のうち、本市に定住する意思を持って転入しようとする者又は転入日から3年を経過しない者（以下「移住者等」という。）
- (2) 申請日において、空き家使用者と同一世帯に属する中学校を卒業するまでの子（満15歳に達した日以後の最初の3月31日までの間にある者。以下「子ども」という。）を養育している者（以下「子育て世帯」という。）若しくは空き家使用者又はその配偶者が満40歳以下の者で、市内に住所を有し、補助の対象となる空き家の売買契約日又は最初の賃貸借契約日から1年を経過しない者。ただし、令和4年4月1日以降に空き家の売買契約又は賃貸借契約を締結する者に限る。
- (3) 世帯全員が市税等を滞納していない者

(4) 新見市暴力団排除条例（平成23年新見市条例第32号）第2条第3号に規定する暴力団員等でない者

2 前項の規定に関わらず、3親等内の親族間での取引による空き家使用者又は空き家所有者は、この告示による補助金の交付を受けることができない。

3 第1項第1号の規定に関わらず、地域おこし協力隊の隊員（新見市地域おこし協力隊設置要綱（平成25年新見市告示第112号）第3条の規定による隊員をいう。）については、隊員としての任期中の者又は任期終了後から3年を経過しない者を対象とする。
（補助金の種類、交付対象事業及び交付額等）

第4条 補助金の種類、交付対象事業及び交付額等は、別表第1のとおりとする。ただし、この告示により補助金の交付を受けることができるのは、同一申請者及び同一物件につき、別表第1の種類ごとにそれぞれ1回を限度とする。

2 前項の規定に関わらず、平成27年度において、新見市空き家購入事業補助金交付要綱（平成27年新見市告示第135号）又は新見市空き家改修事業補助金交付要綱（平成27年新見市告示第31号）の規定に基づき、空き家の購入又は改修に対する補助を受けている同一申請者及び同一物件については、すでに交付を受けた種類の補助を受けることができない。

3 第1項の規定に関わらず、申請日以前に空き家所有者が賃貸借契約に基づき借受人に使用させていた空き家の改修や家財整理については、補助金の対象としない。ただし、当該空き家を空き家使用者が売買契約に基づき購入した場合は、この限りでない。

4 補助の対象となる空き家（以下「補助対象住宅」という。）が店舗併用住宅の場合については、専ら居住に要する部分に係る経費のみを補助の対象とし、面積按分など合理的な方法で算出するものとする。

5 補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）が国、県又は本市の他の補助制度による補助金等を受けている場合は、当該補助金の対象経費（新見産材のぬくもりを活かした家づくり支援事業補助金交付要綱（令和3年新見市告示第123号）の規定に基づく補助金の場合は当該補助金額）を補助対象事業に要する経費（以下「補助対象事業費」という。）から控除して計算するものとする。

（補助金交付申請等）

第5条 申請者は、新見市空き家活用推進事業補助金交付申請書（様式第1号）に、別表第2に掲げる関係書類を添えて補助対象事業の着手前に市長に提出しなければならない。

2 前項に規定する補助対象事業の着手前とは、別表第1の種類の欄に規定する購入においては、登記申請前とし、改修及び家財整理においては、工事等の着手前とする。

（補助金の交付決定）

第6条 市長は、前条の規定による申請書を受理したときは、当該申請内容を審査し、補助金を交付することが適当であると認めたときは、申請者に通知するものとする。

（変更等の承認申請）

第7条 申請者は、補助対象事業について変更等の承認を受けようとする場合は、規則第10条に定める方法によらなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

(実績報告)

第8条 補助金の交付決定を受けた者は、補助対象事業が完了したときは、その完了した日から起算して20日以内に新見市空き家活用推進事業補助金実績報告書(様式第2号)に、関係書類を添えて市長に報告しなければならない。

2 前項に規定する補助対象事業が完了したときとは、別表第1の種類の欄に規定する購入においては登記完了日とし、改修及び家財整理については工事等の補助事業が完了した日とする。

3 第1項の規定において、別表第1の種類の欄に規定する複数の種類の補助を受ける場合においては、補助対象事業の完了が最も遅い日から起算するものとする。

(補助金の額の確定)

第9条 市長は、前条の規定により報告された書類等の審査及び必要に応じて行う実地調査等により、適当と認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、申請者に通知するものとする。

(交付決定の取消し)

第10条 市長は、補助金の交付を受けた者が、次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。ただし、災害や疾病、死亡等自己の都合によらない事由により、市長がやむを得ない事情があると認める場合は、この限りでない。

(1) この告示に違反したとき。

(2) その他不正の事実があったとき。

(補助金の返還)

第11条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(その他)

第12条 この告示の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成28年4月1日から施行する。

(関連要綱の廃止)

2 新見市空き家改修事業補助金交付要綱(平成27年新見市告示第31号)及び新見市空き家購入事業補助金交付要綱(平成27年新見市告示第135号)は、平成28年3月31日をもって廃止する。

(経過措置)

3 第5条第2項の規定に関わらず、別表第1の種類の欄に規定する購入において、申請日時点で取得した空き家の登記がすでに完了しているものであって、登記完了日が平成27年10月1日から平成28年3月31日までのものについては、平成28年度に限り補助の対象とする。

(有効期限)

4 この告示は、令和10年3月31日限り、その効力を失う。

附 則（平成28年5月26日告示第92号）

この告示は、公布の日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則（平成31年3月28日告示第66号）

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月31日告示第32号）

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月31日告示第55号）

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月31日告示第41号）

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和7年3月26日告示第36号）

この告示は、令和7年4月1日から施行する。ただし、附則第4項の規定は公布の日から施行する。

別表第1（第4条、第8条関係）

種類	交付対象事業	交付対象者	交付率等	交付限度額
購入	定住するために市内の空き家を購入するもので、次に掲げる条件をすべて満たすものであること。 （1） 購入した不動産の登記を補助金の交付決定後に実施するものであること。 （2） 補助金の交付決定を受けた年度内に登記が完了し、当該年度の末日までに実績報告書の提出ができるものであること。	空き家使用者	補助対象事業費の3／10以内 （補助対象事業費は、空き家購入費及び空き家購入に伴う土地購入費に限る。）	100万円
改修	空き家の居住部分に係る機能回復若しくは設備改善のための改修工事のうち、市内の建築業者等（個人を含む。）が実施するもので、次に掲げる条件をすべて満たすものであること。 （1） 補助対象事業費（消費税及び地方消費税を含む。）が30万円以上であること。 （2） 補助金の交付決定後に工事に着手するものであること。 （3） 補助金の交付決定を受けた年	空き家使用者又は空き家所有者	補助対象事業費の1／2以内	150万円 （子育て世帯が10年以上の定住を誓約した場合、子ども1人につき50万円を交付限度額に加算する。）

	度内に事業を実施し、当該年度の末日までに実績報告書の提出ができるものであること。			
家財整理	空き家使用者の入居が決定した空き家の家屋内にある家財道具の搬出処分を市内専門業者に委託する場合で、次に掲げる条件をすべて満たすものであること。 (1) 補助対象事業費（消費税及び地方消費税を含む。）が10万円以上であること。 (2) 空き家使用者の入居前又は入居後1年以内及び補助金の交付決定後に実施するものであること。 (3) 補助金の交付決定を受けた年度内に事業を実施し、当該年度の末日までに実績報告書の提出ができるものであること。	空き家使用者又は空き家所有者	補助対象事業費の1／2以内	20万円

備考 補助金額については、いずれの場合も算出した金額に千円未満の端数がある場合は、これを切り捨てるものとする。

別表第2（第5条関係）

添付が必要な関係書類	種類ごとの提出要否		
	購入	改修	家財整理
① 収支計画書	○	○	○
② 誓約書（様式第1号の1、様式第1号の2）	○	○	○
③ 申請者の戸籍の附票の写し、世帯全員の住民票の写し	○	△	△
④ 補助対象住宅に係る売買又は賃貸借契約書等の写し	○	○	○
⑤ 補助対象経費の内訳が確認できる書類の写し（見積書、設計書の写し等）	○	○	○
⑥ 補助対象住宅の全景写真及び位置図	○	○	○
⑦ 補助対象事業を実施する箇所の現況写真		○	○
⑧ 補助対象事業の内容が分かる書類の写し（平面図等）		○	
⑨ その他市長が必要と認める書類	△	△	△

備考 表内の記号のうち、○は関係書類として添付が必ず必要なものを表し、△は必要に応じて提出しなければならないものを表す。

新見市空き家活用推進事業補助金交付申請書

年 月 日

新見市長 様

申請者

郵便番号 (—)

住所

氏 名 (押印不要)

電話番号 (— —)

新見市空き家活用推進事業補助金の交付を受けたいので、新見市空き家活用推進事業補助金交付要綱第5条の規定により、関係書類を添えて申請します。

なお、この補助金の交付手続きに関し、課税台帳・住民基本台帳等により照合を行うこと及びその他要件に関する現況について調査を行うことに同意します。

補助事業等の種類	購 入 ・ 改 修 ・ 家財整理 （該当に○を記入）
補助事業等の経費所要額	円
補助金交付申請額	円
補助事業等の着手年月日	着 手 年 月 日
及び完了年月日（予定）	完 了 年 月 日
補助対象住宅の所在地	新見市 番地

様式第 1 号の 1（第 5 条関係）
（空き家使用者）

誓 約 書

年 月 日

新見市長 様

住 所
氏 名

新見市空き家活用推進事業補助金の申請にあたり、下記の事項について誓約します。

記

- （１）この補助金の交付を受けた日から（ ）年以上、補助対象物件に住所及び生活の本拠を置き、居住します。
- （２）この補助金の交付対象となる空き家の売買及び賃貸借契約等については、３親等以内の親族間によるものではありません。
- （３）新見市暴力団排除条例（平成 23 年新見市条例第 32 号）第 2 条第 3 号に規定する暴力団員等ではありません。
- （４）新見市空き家活用推進事業補助金交付要綱第 10 条の規定に該当することとなったときは、市長の指定する金額を返還します。

様式第 1 号の 2（第 5 条関係）
（空き家所有者）

誓 約 書

年 月 日

新見市長 様

住 所
氏 名

新見市空き家活用推進事業補助金の申請にあたり、下記の事項について誓約します。

記

- （１）この補助金の交付を受けた日から（ ）年以上、空き家使用者が補助対象物件に住所及び生活の本拠を置き、定住する意思があることを確認しました。
- （２）この補助金の交付対象となる空き家の賃貸借契約等については、３親等以内の親族間によるものではありません。
- （３）この補助金の交付対象となる空き家は、申請日以前において賃貸借契約に基づき借受人に使用させていたものではありません。
- （４）新見市暴力団排除条例（平成 23 年新見市条例第 32 号）第 2 条第 3 号に規定する暴力団員等ではありません。
- （５）新見市空き家活用推進事業補助金交付要綱第 10 条の規定に該当することとなったときは、市長の指定する金額を返還します。

新見市空き家活用推進事業補助金実績報告書

年 月 日

新見市長 様

申請者

郵便番号 (—)

住所

氏 名 (押印不要)

電話番号 (— —)

年 月 日付け、新見市指令 第 号で交付決定のあったことについて、次のとおり事業が完了したので、新見市空き家活用推進事業補助金交付要綱第8条の規定により、関係書類を添えて報告します。

補助事業等の種類	購 入 ・ 改 修 ・ 家財整理 （該当に○を記入）
補助事業等の経費精算額	円
補助金交付決定額	円
補助事業等の着手年 月日及び完了年月日	着 手 年 月 日 完 了 年 月 日
補助対象事業の実施場所	新見市 番地

< 添付書類 >

- (1) 収支決算書
- (2) 領収書の写し及びその内訳が確認できる書類（請求書、内訳書等）の写し
- (3) 登記が完了したことが確認できる書類 ※購入の場合のみ
- (4) 補助対象事業を実施した箇所の工事等完了写真 ※改修、家財整理の場合のみ
- (5) その他市長が必要と認める書類